

衛生検査所業営業原則

医療における検体検査は、医師が的確な診断、治療、経過観察等を行う上で、不可欠な分野であり、その検査データは人の生命に深く関係している。それ故に、適切な精度保証が担保されない誤った検査方法等で得た検査データは、誤った診断、治療方針等に結びつき医療過誤や医療事故を招く可能性を持っている。また、検査データは個人情報の中でも特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があり、衛生検査所は厳しい管理体制の下、安全管理措置を講ずる義務を有している。検体検査を事業として取り扱う者に高い倫理と深い知性が求められる所以である。

さらに、我が国は国民皆保険制度の下に、全国民が医療の恩恵を享受している。日常臨床における検体検査は、基本的に公的医療保険制度において実施されることを前提としており、医療機関への保険制度上の償還価格は診療報酬(検体検査実施料)により公定されている。一方、委託される検体検査を実際に行う衛生検査所が医療機関と契約する検体検査の受委託価格は自由な市場取引に委ねられている。このような特殊性から、検体検査の受委託に際して種々の問題が発生し、その適正化のために衛生検査所業公正競争規約を定めるなど、関係者の多大な努力が払われてきた。検体検査の事業に携わる我々は、診療報酬に定める検体検査実施料が検体検査を実際に実施した施設(医療機関、衛生検査所等)の料金であるとの理念を基に、公的医療保険制度の適正な運営に資する検体検査受委託取引の実施に努めなければならない。

以上の認識の下に、社団法人日本衛生検査所協会会員構成員各社は、検体検査業に課せられた社会的責務を果たすために、この営業原則を自主規範として定め、共に遵守するものとする。

- 1 公的医療保険制度の適正な運営に資する検体検査受委託取引を遂行する。
 - ① 各検査項目の価値に見合った価格形成を図るために、検査項目毎の単価契約を結んだ取引を推進し、検体検査実施料実態調査にも反映する。
 - ② 経済合理性を踏まえた取引を行い、医療保険制度を歪める過大な検査差益の発生を戒める。

- ③ 独占禁止法、衛生検査所業公正競争規約等を遵守し、公正な営業活動を行い、適正な市場価格の形成に努める。
- 2 臨床検査技師等に関する法律等を遵守し、検体検査の精度の確保に努める。
- ① 臨床検査技師等に関する法律等の衛生検査所に係る関係法規、行政通知等を遵守する。
 - ② 日本衛生検査所協会、日本医師会等が実施する外部精度管理調査に毎年参加し、データの施設間差の更なる改善に努めるとともに、平成23年4月1日より施行された臨床検査技師等に関する法律施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令に基づいた内部精度管理を定期的実施し、検査精度の維持、向上に万全を期す。
 - ③ 検体検査プロモーションコードを遵守し、倫理性の高い情報の提供と検査全般に亘る質の確保に努める。
- 3 常に検体検査に関する正しい情報を提供する。
- ① 営業担当者は検査情報担当者との自覚を持ち、検体検査に係る全ての情報を的確に提供することが、医療に貢献することと深く認識する。
 - ② 検体検査に係る情報を医療機関に適切に提供するため、生涯学習及び認定制度を更に充実させ、営業認定士の継続的教育研修を行い、その資質向上を図る。
 - ③ プレアナリティカルフェーズマニュアルを策定、遵守するとともに、医療機関へも周知し、正確・迅速な検査データの提供を保証する。
- 4 会員各社はBCP（事業継続計画）を策定し、業務中断リスクに適切に対応して衛生検査所の社会的使命を果たす。

平成24年5月20日

社団法人 日本衛生検査所協会
平成24年度 通常総会